

株式会社 田中工業 定款

第 1 章 総 則

【商 号】

第 1 条 当社は、株式会社 田中工業と称する。

第 2 条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

1. 自動車搬送設備の設計、製作、改造、設置及び移設
2. 実験機械装置、搬送機器の設計、製作、改造及び設置
3. 前各号に付帯する一切の業務

【本店の所在地】

第 3 条 当社は、本店を東京都日野市に置く。

【公告の方法】

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

【発行する株式の総数】

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、120000株とする。

【額面株式1株の金額】

第 6 条 当社の発行する株式は、すべて額面株式とし、1株の金額は金5万円とする。

【株 券】

第 7 条 当社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、50株券、100株券の4種類とする。ただし、その他の株式数を表示する株券を発行することが出来る。

- (2) なお、株券の所持を欲しない旨を、当社に申出があるときは、株式を発行しない。

【株式の譲渡制度】

第 8 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認をうけなければならない。

【名義書換】

第 9 条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- (2) 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面をも提出しなければならない。

【質権の登録及び信託財産の表示】

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

【株券の再発行】

- 第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
- (2) 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

【手数料】

- 第 12 条 前11条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

【株式名簿の閉鎖】

- 第 13 条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。
- (2) 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべきものを確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

【株主の住所等の届出】

- 第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

【招 集】

- 第 15 条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

【議 長】

- 第 16 条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当る。社長に事故があるときは取締役会の決議により、他の取締役がこれに代わる。
- (2) 取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

【決 議】

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、出席した株主の決議権の過半数をもって決する。

【議決権の代理行使】

- 第 18 条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

【議事録】

- 第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

第 4 章 取締役、監査役、代表取締役、及び取締役会

【取締役及び監査役の員数】

第 20 条 当社の取締役は6名以内、監査役は2名以内とする。

【取締役及び監査役の選任】

第 21 条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式の総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- (2) 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- (3) 監査役は、その選任及び解任につき意見を述べることができる。

【取締役及び監査役の任期】

第 22 条 取締役及び監査役の任期は、就任後10年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 補欠または増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。
- (3) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

【取締役会の招集】

第 23 条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は各取締役に対し取締役会の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

【代表取締役及び役付取締役】

第 24 条 当社に、社長1名を必要に応じて専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選任する。

- (2) 社長は、当社を代表する。
- (3) 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

【業務執行】

第 25 条 社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- (2) 社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

【報酬及び退職慰労金】

第 26 条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

【営業年度】

第 27 条 当社の営業年度は、毎年 4月 1日から翌年 3月末日までの年1期とする。

【利益配当】

第 28 条 利益配当金は、毎決算期現在における株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。

- (2) 利益配当金、その他の諸交付金は、当社がその支払の提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

【定款に定めのない事項】

第 29 条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。

上記は当会社の現行定款と相違ありません。

平成24年 5月 21日

東京都日野市多摩平5丁目10-4

株 式 会 社 田中工業

代 表 取 締 役 田中太郎

株式会社 田中工業

定 款